

平成 3 1 年第 3 回定例会
(第 1 日 目)

津 別 町 議 会 会 議 録

平成 31 年第 3 回 津別町議会定例会会議録

招集通知 平成 31 年 2 月 27 日

場 所 津別町議会議事堂

開会日時 平成 31 年 3 月 5 日 午前 10 時 00 分

延会日時 平成 31 年 3 月 5 日 午後 2 時 30 分

議 長 鹿 中 順 一

副 議 長 佐 藤 久 哉

議員の応召、出席状況

議席 番号	氏 名	応 召 不応召	出席 状況	議席 番号	氏 名	応 召 不応召	出席 状況
1	篠 原 眞 稚 子	○	○	6	渡 邊 直 樹	○	○
2	小 林 教 行	○	○	7	山 内 彬	○	○
3	村 田 政 義	○	○	8	巴 光 政	○	○
4	乃 村 吉 春	○	○	9	佐 藤 久 哉	○	○
5	高 橋 剛	○	○	10	鹿 中 順 一	○	○

地方自治法第 121 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

(イ) 執行機関の長等

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
町 長	佐藤 多一	○	監 査 委 員	藤村 勝	○
教 育 長	宮管 玲	○	選挙管理委員会委員長		
農業委員会委員長					

(ロ) 委任または嘱託

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
副 町 長	伊藤 泰広	○	生涯学習課長	藤原 勝美	○
総 務 課 長	齊藤 昭一	○	生涯学習課主幹	石川 波江	○
総 務 課 主 幹	近野 幸彦	○	学校給食センター主幹	阿部 勝弘	○
住民企画課参事	森井 研児	○	農業委員会事務局長	横山 智	○
住民企画課主幹	松木 幸次	○	選挙管理委員会局長	齊藤 昭一	○
住民企画課主幹	中橋 正典	○	選挙管理委員会次長	近野 幸彦	○
住民企画課主幹	加藤 端陽	○	監査委員会事務局長	松橋 正樹	○
保健福祉課長	小野 淳子	○			
保健福祉課主幹	千葉 誠	○			
産業振興課長	横山 智	○			
産業振興課参事	小野 敏明	○			
産業振興課主幹	小泉 政敏	○			
建設課長	石川 篤	○			
建設課主幹	石川 勝己	○			
会計管理者	五十嵐 正美	○			
総務課庶務担当主査	菅原文人	○			

会議の事務に従事した者の職氏名

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
事 務 局 長	松橋 正樹	○	事務局臨時職員	安瀬 貴子	○
事 務 局 主 査	小西 美和子	○			

会 議 に 付 し た 事 件

日程	区分	番号	件 名	顛 末
1			会議録署名議員の指名	2番 小林 教行 3番 村田 政義
2			会期の決定	自 3月5日 14日間 至 3月18日
3			諸般の報告	
4			町政方針	
5			教育行政方針	
6			行政報告	
7	同意	2	津別町教育委員会教育長の任命について	
8	〃	3	オホーツク町村公平委員会委員の選任について	
9	議案	3	地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例の制定について	
10	〃	4	津別町図書館建設検討委員会設置条例の制定について	
11	〃	5	津別町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
12	〃	6	津別町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について	

日程	区分	番号	件名	顛末
13	議案	7	つべつ木材工芸館及び木工体験工房条例の一部を改正する条例の制定について	
14	〃	8	津別町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について	
15	〃	9	契約の締結について（津別町一般廃棄物最終処分場土木施設建設工事）	
16	〃	10	契約の締結について（津別町一般廃棄物最終処分場浸出水処理施設等建設工事）	
17	〃	11	津別町公の施設に係る指定管理者の指定について（津別町民の森自然公園ネイチャーセンター）	
18	〃	12	平成 30 年度津別町一般会計補正予算（第 7 号）について	
19	〃	13	平成 30 年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 5 号）について	
20	〃	14	平成 30 年度津別町介護保険事業特別会計補正予算（第 5 号）について	
21	〃	15	平成 30 年度津別町下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）について	
22	〃	16	平成 30 年度津別町簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）について	
23	〃	17	平成 31 年度津別町一般会計予算について	
24	〃	18	平成 31 年度津別町国民健康保険事業特別会計予算について	

日程	区分	番号	件名	顛末
25	議案	19	平成 31 年度津別町後期高齢者医療事業特別会計予算について	
26	〃	20	平成 31 年度津別町介護保険事業特別会計予算について	
27	〃	21	平成 31 年度津別町下水道事業特別会計予算について	
28	〃	22	平成 31 年度津別町簡易水道事業特別会計予算について	
29	報告	2	専決処分の報告について（中型スクールバス購入に係る変更契約の締結について）	
30	〃	3	例月出納検査の報告について（平成 30 年度 11 月分、12 月分、1 月分）	

(午前 10 時 00 分)

◎開会の宣告

○議長（鹿中順一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。

ただいまより平成 31 年第 3 回津別町議会定例会を開会します。

◎開議の宣告

○議長（鹿中順一君） これから本日の会議を開きます。

本日の会議に付する議案は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（鹿中順一君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、議長において

2 番 小 林 教 行 君 3 番 村 田 政 義 君

の両名を指名します。

◎会期の決定

○議長（鹿中順一君） 日程第 2、会期の決定を議題とします。

議会運営委員会委員長より会期について報告の申し出がありますので、これを許します。

4 番、乃村委員長登壇願います。

○4 番（乃村吉春君） [登壇] ただいま上程されました会期について、議長より指名を受けましたので、議会運営委員会における協議の結果について報告します。

3 月 1 日の議会運営委員会において、本件について協議を行いました。本定例会における議案の件数は、同意案 2 件、条例案 6 件、単行議案 3 件、補正予算案 5 件、新年度予算案 6 件、報告 2 件、計 24 件の内容であります。これに要する会期については当委員会で検討した結果、お手元に配付しました会期予定表のとおりです。第 3 回定例会の会期は 3 月 5 日から 3 月 18 日までの 14 日間と決めました。

議員各位におかれましては議会運営に特段のご協力をお願い申し上げ、委員会としての報告とします。

よろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） お諮りします。

ただいま議会運営委員会委員長より報告がありましたように、本定例会の会期は本日から3月18日までの14日間にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日から3月18日までの14日間に決定しました。

◎諸般の報告

○議長（鹿中順一君） 日程第3、諸般の報告を行います。

事務局長に報告させます。

○事務局長（松橋正樹君） これから諸般の報告を申し上げます。

本日の議事日程については、お手元に配付してあります日程表のとおりであります。

本日の会議に説明のため出席する者の職、氏名は一覧表としてお手元に配付しているとおりであります。職務の都合により一部に異動がある場合がありますことをご了承願います。

前議会から本日までの議会の動向につきましては、お手元に配付しているとおりであります。

以上でございます。

○議長（鹿中順一君） これで諸般の報告を終わります。

◎町政方針

○議長（鹿中順一君） 日程第4、町政方針を行います。

町長から町政方針に関して発言の申し出がありますので、これを許します。

町長。

○町長（佐藤多一君）　〔登壇〕　おはようございます。

1. はじめに

本日ここに平成31年度予算の審議をいただき、第3回津別町議会定例会の開会にあたり、町政執行に対する所信を述べさせていただき、町議会並びに町民の皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げる次第であります。

さて、昨年の町長選挙に臨み、最終年を迎えた第5次総合計画と現在策定中の第6次総合計画の実施とともに、公約として大きく四つの項目を掲げさせていただきました。今回、これまでのようなスローガンの設定は行っておりませんが、公約の実現に向け、一つ一つなすべきことをなしてまいる所存であります。

なお、本年は、大正8年4月1日に美幌村から津別村として分村して100年の記念すべき節目の年となることから、「開町100年記念」として式典の挙行をはじめ、歴史動画の作成や音楽祭等の記念事業を行ってまいります。

2. 公約の推進

公約に掲げました項目の一つ目の「買い物環境の整備」ではありますが、間もなく完成する「複合商業施設等整備基本構想」に基づき、地元で買い物ができる環境の充実を図ってまいります。

二つ目の「交通の便の改善」ではありますが、本年は、「地域公共交通アドバイザー業務報告書」をもとに、一つずつ解決方策の実証を行ってまいります。

三つ目の「複合庁舎建設等まちなか再生基本計画」の推進につきましては、計画の皮切りとして、多くの方々から意見をいただき複合庁舎の基本設計に基づき、本年度は9月までに実施設計を完了させ、11月には建設に着手できるようとり進めてまいります。また、消防庁舎につきましても12月までに実施設計を完了させ、持続可能なコンパクトなまちづくりの第一歩を踏み出してまいります。

四つ目の「町民の満足度アップ」につきましては、本年度は、5回目の満足度調査を行う年度であることから、各項目において問題点を洗い出し、「満足プラスやや満足」が70%となるよう取り組みを進めてまいります。

3. 地域振興

人づくりの推進につきましては、「人づくり・まちづくり活動支援事業」により、町民の自主的活動を支援するとともに、北海道大学公共政策大学院の学生を中心とした組織との交流事業や高大連携事業をとおり、まちづくりの基盤となる人づくりを進めてまいります。

花のまち推進につきましては、町民や来町者への快適な生活環境や豊かな景観を生み出すため、引き続き花のまち推進協議会やフラワーマスター連絡協議会等と連携し、樹木を含めた花を生かしたまちづくりに取り組んでまいります。

指定管理制度により運営している町内2カ所の宿泊施設につきましては、町内唯一の温泉施設である「ランプの宿 森つべつ」は、ラグビー合宿中止の影響をカバーし宿泊客を維持しており、今年度から、さらに3年間の指定管理を延長したところです。

「みいとインつべつ」は営業及び工事関係者と合宿により順調な営業が続けられており、両施設とも今後の効率的な運営と利用拡大が図られるよう要請するとともに支援を行ってまいります。

観光につきましては、木材工芸館のリニューアルオープン、津別町民の森自然公園（通称 ノンノの森）ネイチャーセンターのオープンにより、町民の皆さまに楽しんでいただくことはもとより、チミケップ湖や津別峠などの自然景観を生かしたガイド事業、さらには道の駅あいおい整備など、施設と観光ルートの拠点を充実させてきたところです。観光協会をはじめとする関係団体とさらなる誘客活動への連携を図るとともに、イベント開催への助成を行いながら、観光協会の主体強化に向けた支援を行ってまいります。

姉妹都市の南アルプス市、友好都市の台湾彰化県二水郷、そして船橋市との交流につきましては、今後とも行政・団体・子どもたちを含む町民など、さまざまな層とのつながりを深め交流の輪を広げてまいります。なお、船橋・津別青少年交流協会の事業として、7月中旬に青少年を含め20名規模での来町が計画されていることから、受け入れ準備を進めてまいります。

また、本町の応援団である東京つべつ会につきましては、引き続き会員の実態を把

握するとともに、新たな会員の拡大と運営内容の充実を図り、特に本年は、東京つべつ会設立 30 周年と開町 100 年の記念の年であることから、総会の津別での開催を含め、役員と協議を進めてまいります。

移住、定住対策につきましては、新たにまちづくり会社の事業として委託し、移住の窓口の一本化や就労へのマッチング事業を進めてまいります。

4. 行政改革と機構改革

平成 22 年 3 月に策定しました「津別町新行政改革大綱推進計画（改訂版）」は、本年度最終年となることから、これまでの推進内容を検証するとともに、現在策定中の第 6 次総合計画との整合性を図りながら、新たな行政改革大綱推進計画及び前期推進計画を策定してまいります。

機構改革につきましては、庁内検討委員会を設置し、新複合庁舎建設に係る住民サービスの向上に向け検討を進めてきた結果、課については再編する必要性はないものと判断したところです。しかしながら、グループ制検証結果に基づき策定した「組織運営改善 3 カ年重点方針」に掲げた具体策の一層の加速化を図るため、平成 31 年度よりこれまでのグループ制の優位性を生かしつつ係制に移行し、係長を配置することとしました。これは「報告・相談・連絡」という基本的な業務確認の確立と、組織内の円滑なコミュニケーションの充実を目指すものであり、さらに町民に対してわかりやすさを主眼におき、係制への転換を行うものであります。

また、人事評価制度につきましては、面談を重視し目標管理型の改善と充実に努め、職員間の意思疎通により連携を図り、職員みずからが能力を高め、住民の期待に応えられる人材育成につながるよう進めてまいります。

5. 住民と協働のまちづくり

各单位自治会や自治会連合会において、それぞれの地域におけるさまざまな課題に対し、自治会の皆さまが積極的かつ豊かで安全安心な共同体づくりのため、自主的に活動されていることに対し敬意を表しますとともに、行政といたしましても、引き続き施設の修繕や地域の交流に対し支援を行ってまいります。

また、地域のコミュニティー活動支援や経済振興の担い手である地域おこし協力隊につきましては、移住や定住も期待できることから、町内での起業や就職が実現できるよう隊員の活動を支援してまいります。

なお、自治会のご協力を得て行ってまいりました「町づくり懇談会」につきましては、これまで同様の形態で行うべきか、または別の方法により行うべきか、自治会長の皆さんと協議し決めてまいりたいと考えております。

6. 安全・安心なまちづくり

交通安全につきましては、昨年7月に痛ましい死亡交通事故が発生したところでありますが、本年度におきましても交通安全協会の取り組みに対する支援はもとより、今後とも「第10次津別町交通安全計画」に基づき、交通事故のない地域社会を目指し、継続した取り組みを強化してまいります。

また、防犯につきましては、防犯協会をはじめとした地域の方々の見守り活動により、安全で安心できる地域づくりの取り組みが推進されていることから、今後とも関係機関や団体と連携した取り組みを進めてまいります。

災害対策につきましては、昨年のブラックアウトの経験を踏まえ、各避難施設に必要な発電機を配備するとともに、中央公民館、道の駅あいおい、相生浄水場にそれぞれ非常用電源設備を整備し、また、福祉避難所として利用する認定こども園とケアハウスに対し、非常用電源設備の整備に対する助成を行ってまいります。

また、災害対策基本法の改正等を踏まえ、「津別町地域防災計画」を改訂しておりますが、各種マニュアルについては、引き続き自治会連合会や自主防災組織等と協議を行いながら、実効性のあるものを策定するとともに、この内容に合わせた研修会や訓練等の実施に向け、各団体・機関等と連携しながら進めてまいります。

さらに国、北海道、津別町の管理河川の浸水想定区域図を含めたハザードマップを初めて作成配布したところですが、必要に応じ出前講座などで詳しく説明を行ってまいります。なお、火山噴火対策につきましては、雌阿寒岳火山防災協議会など周辺市町や関係機関と連携して進めてまいります。

7. 福祉のまちづくり

「助け合い見守りで安心して住み続けられるまちつべつ」を基本理念とした「津別町地域福祉計画」に基づき、福祉サービス充実のための啓発や地域福祉にかかわる諸団体と連携し施策を進めてまいります。特に福祉人材の確保が困難な中、個々の事務所、団体の力だけではなく、行政、事業者、そして大学等が協働し合い、福祉人材確保に取り組んでまいります。また、支え合いの仕組みづくりに取り組んでいる中、身近な福祉相談所「ぽっと」の増設により、地域の方が主体的に地域生活課題を把握し、解決を試みることができる環境の充実に努めてまいります。

高齢者福祉につきましては、ひとり暮らしの高齢者が増加傾向にあることから、地域でいきいきと暮らせる環境づくりを進めるため、いきいき百歳体操の普及啓発や生活サポート事業を含めた生活支援体制の充実強化を社会福祉協議会等と連携し進めてまいります。また、長寿とともに認知症の増加が懸念されることから、成年後見制度の普及と相談体制の充実に努めてまいります。

障がい者福祉につきましては、「第2期津別町障がい者計画」に基づき、地域生活の支援体制の充実を図るため、相談支援体制や権利擁護体制など、社会福祉協議会等と連携し、障がい者福祉の充実強化に努めてまいります。

子育て支援につきましては、「子どもたちがのびのび成長していく希望の持てるまちづくり」を基本理念とした「津別町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、福祉、保健、医療、教育、労働、まちづくりなど幅広い分野にわたる施策の推進に努めるとともに、中学生までの医療費無料化や子どもの育ち相談会や、こども園等訪問支援事業など、さらなる子育て支援の充実に努めてまいります。

健康づくりにつきましては、社会環境や生活環境の変化、さらには高齢化の進行に伴い、生活習慣病が増加し、健康施策の中心的な疾患となっています。重症化リスクの高い方の健康保持・増進を図るほか、健康寿命の延伸や医療費適正化の観点から、訪問指導や健康相談、健康教室などを引き続き実施し、町民の健康増進を図ってまいります。

地域医療につきましては、公的医療機関の役割を担っていただいています町内唯一の医療機関である津別病院への支援を継続し、地域医療の安定確保に努めてまいります。

す。

国民健康保険につきましては、平成30年度から北海道が国保財政運営の主体として加わり、町は引き続き保険税の徴収や保険証の発行などの資格管理を行っています。重症化予防の取り組みを進める上でも、予防・健康づくりが重要になることから、関係部署との連携を図り、特定保健指導による医療給付費の縮減や医療費適正化事業に取り組み、特定検診・国保の基盤強化と制度の安定化を推進してまいります。

後期高齢者医療保険につきましては、北海道後期高齢者医療広域連合の構成員として、効率的・効果的な取り組みを推進し、適切な制度運営に努めてまいります。

介護保険につきましては、「第7期津別町介護保険事業計画」において、健康で生きがいをもち、いきいきとした生活を安心して送るため、介護予防や健康づくり、地域の暮らしを継続するための支え合いの体制整備と、医療・介護の連携による早期発見・早期支援の充実を目指す地域包括ケアシステムを充実してまいります。また、地域住民と協働し、支援を必要とする人を地域で見守り支え合う包括的な支援体制づくりに向け、関係機関や団体と連携し進めてまいります。

8. 環境に配慮したまちづくり

ごみ処理につきましては、町民の皆さまのごみ減量化と分別回収のご協力により、一般廃棄物最終処分場の延命が図られてきたところですが、新しい最終処分場の建設工事については、本年夏ごろから工事に着手し平成32年度末の完成を目指しています。燃やすごみと生ごみにつきましては、引き続き大空町と広域処理を行うとともに、再資源化が可能なものにつきましては、津別町環境衛生推進協議会等とともに、資源循環型社会に向けた取り組みを進め、今後とも町民の皆さまのご協力を得ながら、ごみの減量と徹底した分別を推進してまいります。

「津別町環境基本計画」の推進につきましては、環境基本計画推進協議会と基本計画等の各種関連施策の進行を検証しながら、引き続き環境に配慮したまちづくりを進めてまいります。

9. 産業の振興

環太平洋連携協定の新協定（ＴＰＰ11）及び日ＥＵ経済連携協定（ＥＰＡ）の発効に伴い、国は「総合的なＴＰＰ関連政策大綱」を改定し、関連対策として国際競争力の強化を図るため、農畜産業の生産性向上や高付加価値化、農地の大区画化等を加速させるとし、平成30年度補正予算において、3,188億円が措置され、次世代を担う経営感覚に優れた担い手の育成、国際競争力のある産地イノベーションの促進、畜産・酪農収益力強化総合プロジェクトの促進等を推進するとしています。

本町としましては、これら関連対策及び平成31年度農林水産関係予算を含めた施策等を積極的かつ有効に活用し、現場の主体的判断を尊重した取り組みを支援し、農地の基盤整備と担い手の確保により、再生産・持続可能な農業の実現を図ってまいります。

また、国営農地再編整備事業は5年目を迎えますが、面積比で調査測量業務は約80%、区画整備工事は約30%の進捗率となっています。今後ＴＰＰ関連により事業費の増額が予想されますが、予算の確保とともに着実な実施による平成36年度までの期間内での完了を目指し、事業完了後の地元負担のうち町が負担する所要額について、着実に「事業負担金支払基金」に積み立てを行ってまいります。

また、農業水路等長寿命化・防災減災事業、鳥獣被害防止総合対策事業、多面的機能支払交付金事業などを継続実施し、地域の実情に即した持続可能な農業の実現と担い手の確保を図りながら、地域農業の活性化・発展に努めてまいります。

林業につきましては、人工林を中心に利用期を迎えており、生産目標に見合った施策を適期に実施するとともに、伐期を迎える林分は確実に更新を図り、地域材を安定供給できる体制整備を推進するため、森林クラウドシステムを活用し、効率的な維持管理を推進するとともに、林地残材の効率的な収集体制の確立を進めます。また、丸玉木材株式会社様からの寄付による丸玉木材森づくり基金を有効に活用し、地域林業の活性化に努めてまいります。

さらに、林地台帳の整備により未整備の森林については、森林所有者に意向調査を行い、新しい森林管理システムによる森林整備を進めていくよう関係機関と連携し、今年度から創設される森林環境譲与税の活用により地域林業の活性化に努めてまいります。

森林バイオマス資源などの活用につきましては、「津別町エネルギーマネジメントマスタープラン」に基づき、再生可能エネルギーによる資源循環型のまちづくりを「複合庁舎建設等まちなか再生基本計画」などの進捗に合わせ段階的に進めてまいります。

また、森林認証や加工・流通過程の管理認証の取得に対する助成の結果、町内 12 事業体が認証を取得し、認証材の利活用に取り組んでいるところです。今後とも「愛林のまちつべつ」にふさわしい林業の振興を図ってまいります。

北海道立林業大学の誘致につきましては、名称を「北海道立北の森づくり専門学院」として、旭川市に本校の設置が決まり、平成 32 年 4 月開校に向け準備が進められているところです。残念ながら本校の誘致はかないませんでした。津別町の林業の担い手育成は喫緊の課題であることから、本町も実習拠点地域となるよう誘致期成会の協力を得て取り進め、卒業生の津別町への就職を大いに期待しつつ林業大学の運営に協力してまいります。

町民の財産である町有林の管理につきましては、今年度を始期とする「第 14 次森林施業計画」を策定し、森林管理認証の基準に基づき、持続可能な森林経営を推進し、森林の公益的機能の高度発揮や将来の財産形成と地域材の安定供給に努めてまいります。

商工業の振興につきましては、町内の商工業は依然厳しい状況にありますが、起業等振興促進事業補助金など各種補助制度の活用や、中小企業の経営安定のための融資制度の充実強化により、地域経済に一定の効果をもたらしており、引き続き商工会と連携して商工業への支援を行ってまいります。

また、各産業における人材確保と若者の生活安定のため、小規模事業者若者雇用促進助成及び津別町内に新規に就職して居住する者が返還する奨学金に対し助成制度を設けており、引き続きこれらを活用した移住・定住促進を展開してまいります。

10. 社会資本の整備

建築施設や道路、水道など公共施設全般の管理につきましては、30 年間に及ぶ「津別町公共施設等総合管理計画」に基づき、優先準備をつけ選択と集中により老朽化した施設の取り壊しを行うとともに、施設の改修や更新にあたっては、その時々有利

な財源を活用し進めてまいります。

町道の整備につきましては、「市街地整備計画」に基づき整備を進めており、平成 31 年度は、前年度施工分に連結した旭町町道 59 号線の改良舗装工事を行います。舗装補修工事につきましては、「津別町舗装修繕計画」に基づき修繕を進めており、本年度も達美と岩富を結ぶ町道 350 号線について、補助事業分と単独事業分をあわせた工事を行います。

橋梁の整備につきましては、「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき補修を進めており、本年度は、町道 149 号線津高橋ほか 5 橋の工事を行うとともに、町道 6 号線想橋ほか 12 橋の補修設計を行います。このほか、5 年ごとの橋梁点検につきましては、町道 301 号線みとせ橋ほか 9 橋について実施します。

道道北見津別線開成峠の登坂車線工事につきましては、30 年度にようやく工事が完成し、万代橋の線形改良につきましては、現在工事が進められ完成が間近となっておりますが、早期完成を要望するとともに、新たに竹浦橋の改修について要望を行ってまいります。また、道道津別陸別線の線形改良・拡幅につきましても、早期に工事着工となるよう引き続き要望してまいります。

国道 240 号につきましては、事業着手となりました北釧橋の線形改良の早期完成と道路のわだち改修について要望してまいります。

北海道が管理する一級河川網走川の改修につきましては、現在、漁業者との協議が鋭意行われていると聞いておりますが、計画区間の早期完成に向けて引き続き要望してまいります。

道道津別陸別線の携帯電話不感地帯として、残る津別町域約 4 キロメートルと陸別町域の全線のエリア化につきましては、引き続き陸別町と協議し関係機関への働きかけを行ってまいります。

町民の足を守る地域公共交通のあり方につきましては、平成 30 年度より検討を進め、一定の方向性を見出したことから、平成 31 年度においても引き続き総務省の地域力創造アドバイザー制度を活用し、その実現に向けて交通事業者、地域住民とともにワークショップと実証実験を行ってまいります。

住宅に関しましては、ふるさと定住促進事業による新築や、中古住宅の購入助成と

住宅改修の助成を継続して住宅環境の向上を図るとともに、地域経済の活性化につなげてまいります。平成 30 年度に策定しました「津別町空家等対策計画」に基づき、今年度より新たに空家利用補助制度を新設し、持ち主が空き家を改修して貸し付ける場合や、借り主が改修する場合に対し 50 万円を限度として助成を行います。さらに、中古住宅の購入助成につきまして、これまで課税評価額が 150 万円以上の物件としていましたが、新たに 100 万円以上 150 万円未満の区分を新設し、さらなる空き家の利活用を促進してまいります。

また、町営住宅など老朽化し利用の難しい町有建物につきましても、国の補助制度を活用し除却を進めてまいります。

水道事業につきましては、老朽化した導水管、配水管及び配水池等施設の更新を計画的に進めていますが、今年度は 3 年計画の 2 年目となる上里地区導水管更新工事を引き続き実施してまいります。また、昨年から実施しています家事用水道使用量が 5 立方メートル以下の家庭について、本年度も基本料金を 2 割軽減することとします。

下水道につきましては、「津別町下水道ストックマネジメント計画」に基づき、電気計装設備の更新とマンホールポンプ所の改築更新を行います。また、国から人口 3 万人以下の自治体においても、平成 35 年度までに企業会計方式に移行するよう求められていることから検討を進めてまいります。

11. 財政運営と各会計の予算規模

本年度の国の予算は、全世代型社会保障への転換や、消費税率引き上げによる経済への影響の平準化など、経済再生と財政健全化を両立する予算として、前年比 3 兆 7,443 億円、3.8%増の 101 兆 4,000 億円となり、当初予算として初めて 100 兆円を超え、7 年連続で過去最大となりました。

地方財政計画につきましては、歳入における一般財源は、総額として前年を上回る額が確保され、地方交付税は前年度比 1.1%、1,724 億円増の 16 兆 1,809 億円となりました。歳出では、まち・ひと・しごと創生事業費は引き続き 1 兆円を確保しつつ、社会保障の充実や人づくり革命の実現に向け、所要額が計上されたところです。

このような中、本町の平成 31 年度予算編成につきましては、将来にわたって持続で

きるまちづくりに向けた施策とともに、緊急性と住民要望の高い事業を選択して予算編成を行い、その結果、本年度の一般会計予算の総額は、前年度比9.8%増の60億6,400万円となります。これは、一般廃棄物最終処分場施設整備事業と庁舎等建設事業に係る増が大きな要因となったものです。

以上により編成しました平成31年度各会計予算は、一般会計60億6,400万円（前年度比9.8%増）、国民健康保険事業特別会計8億8,690万円（前年度比0.4%減）、後期高齢者医療事業特別会計9,050万円（前年度比1.4%減）、介護保険事業特別会計5億7,870万円（前年度比2.3%増）、下水道事業特別会計3億9,380万円（前年度比7.6%減）、簡易水道事業特別会計4億8,370万円（前年度比10.9%増）、合計84億9,760万円（前年度比7.1%増）となりました。

12. 結び

平成31年度予算は、最終年となる「津別町第5次総合計画」から次期総合計画に向け、地方創生事業に関する「津別町人口ビジョン」及び「津別町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を基本に編成したものであります。

中でも、まちなかにコワーキングスペースができ、さらにゲストハウス開設へと事業が進んでおり、また、まちづくり会社が本格的に活動を開始し、さらに障がい者・生活困窮者の働く場の創出に向けて動きだしているところです。こうした地方創生推進交付金事業が人口減少社会に対応する確かな取り組みとして実現してきておりますので、この官民一体となった動きをさらに支援してまいる考えであります。

第6次総合計画につきましては、策定委員会や審議会を設置し、住民アンケートや各種ワークショップ等により、基本構想がまとまりつつありますので、平成31年度はこの基本構想に基づき、今後10年間において特に重点的に取り組むべきプロジェクトを実行計画としてまとめ、町民が望む町の将来像の具体化に向けて取り組んでまいる所存であります。

今年度も職員と一丸となり、町づくりに取り組んでまいりますこととお誓いし、平成31年度の町政方針とさせていただきます。

先ほど15ページの一番上ですけれども、このまま北海道が管理するで間違いありま

せんで、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 以上で町政方針を終わります。

◎教育行政方針

○議長（鹿中順一君） 日程第5 教育行政方針を行います。

教育長から教育行政方針に関して発言の申し出がありますので、これを許します。

教育長。

○教育長（宮管 玲君） [登壇] はじめに、平成31年度は我が町津別が美幌村から分村して100年となる節目の年です。先人が積み重ねてきた歴史を振り返り、先人の偉業に感謝しつつ、受け継いだ貴重な財産をこの先の未来につないでいく責任があります。

一方で、急速な技術革新やグローバル化は私たちの生活をさらに大きく変化させることが予想されます。我が町津別が将来にわたって持続し、発展していくためには、地域を支える人材育成を担う教育の役割が重要です。子どもたちが、ふるさと津別に誇りと愛着をもち、互いを思いやり、支え合いながら、よりよい社会と幸せな人生のつくり手となって生き生きと活躍できる力を身に着けさせることができるよう、さらに町民一人一人が生涯にわたり健康で充実した生活を送ることができるように、学校と家庭・地域の連携を重視し、新教育大綱の基本方針に掲げた6本の柱に沿って教育行政を推進いたします。

柱の1 社会で生きる力を育む教育の推進

子どもたちが未来を開くために、必要な資質・能力を身につけさせ、社会の変化に対応できるたくて丈夫な根を育むことを目指します。また、個々の子どもの教育的ニーズに応じた特別支援教育を推進します。

1. 義務教育における確かな学力の育成

義務教育においては、基礎的・基本的な知識・技能、それらを活用して課題を解決するための思考力、判断力、表現力等に加え、学びを生かそうとする態度を身につけさせる必要があります。すべての子どもたちの自己肯定感が高まる「主体的・対話的

で深い学び」の実現に向けた授業改善に取り組む体制づくりを支援するため、引き続き、教材教具や図書環境の整備をはじめ、小学校では1学級の人数分のタブレット端末の整備、中学校では大型テレビやパソコン教室の機器更新といったICT環境の整備を推進します。

2. 特別支援教育の充実

特別支援教育が制度化された平成19年度以降、全国的な傾向どおり、本町におきましても特別支援学級に在籍する子どもが増えております。一人一人の支援ニーズに応えるため引き続き小学校に6名、中学校に1名の支援員を配置し、長所を伸ばす多様な自立活動や学習活動を支援します。また、各学校間のもとより、学校と家庭、地域、関係機関等が長期的な視点で連携して取り組む体制づくりを推進します。

3. 外国語（英語）教育の充実

義務教育修了段階までに、英語で自分の考えや気持ちなどを伝え合うことができる基礎的なコミュニケーション力を養うことが求められています。導入段階の小学校におきましては、引き続きすべての外国語の時間にALTを派遣し、担任とのチームティーチングによる指導の充実や新学習指導要領への対応を支援します。中学生の台湾彰化県二水国民中学校との相互交流事業や高校生の新ゼーランド派遣事業により、語学力向上だけでなく、国際理解や友好親善を深める機会を充実させます。

柱の2 豊かな人間性を育む教育の推進

道徳教育、ふるさと教育、読書活動などを通じて、基本的な倫理観や規範意識を身につけさせるとともに、ふるさと津別への誇りと愛着、思いやりの心や美しいものに感動する心など、豊かな心を育みます。

1. 道徳教育の充実

昨年度に小学校道徳が教科となり、本年度からは中学校も同様に教科となります。自他を尊重する態度、生命を大切に作る心など豊かな心を育むために、子どもたち一人一人が「考え、議論する道徳」の実現に向け、教科書を使用する基本的な指導過程を踏まえた授業づくりや学校の教育活動全体を通じた道徳教育の推進を支援します。

2. ふるさと教育の充実

学校教育の総合的な学習の時間や社会教育のアソビバ等の各種体験活動において、自然や人間、社会、文化、産業等と触れ合う機会を充実させることにより、ふるさと津別の理解を深め、愛着と誇りに思う気持ちを育みます。また、木工の専門家を講師に小中学校で実施している木育授業は、町の基幹産業の一つである林業や木の文化の理解を深める津別ならではの教育活動であり、林業関係者の協力を得ながら活動を充実させます。

3. 読書活動の推進

読書活動については、「朝読」や「家読」等、あらゆる機会と場所において自主的に取り組むことができる環境整備が求められています。学校や家庭における「ヨム日」の取り組みの推奨や学校図書室の蔵書充実、小学生・中学生新聞の配置、読書ノートの取り組み等を継続するとともに、新規に学校巡回司書職員を配置し、学校図書室と中央公民館図書室とのネットワーク化をはじめ、学校図書室の読書環境整備に着手します。

柱の3 健やかな体を育む教育の推進

生涯にわたって健康を保持増進し、心身ともに豊かな生活を実現するため、体力・運動能力・運動意欲の向上や食に関する正しい知識を身につける食育を推進します。

1. 体力・運動能力・運動意欲の向上

体力はあらゆる活動の源であり、健康の増進のほか、意欲や気力の充実とも大きくかかわり、生涯にわたって健やかに生きるための基盤となるものです。昨年度から小学校に道費で定数のほかに配置されている体育専科教諭と連携し、子どもたちの体力向上に向けて、コーディネーショントレーニングの指導をはじめ、学校における体育事業の改善及び体力向上の取り組みを支援します。

2. 食育の推進

子どもたちの望ましい食習慣の定着を図るため、栄養教諭を中心にすべての教職員が連携・協力した指導の改善や食育推進体制づくりを支援します。学校給食では、町内生産者の協力を得ながらオール津別産食材での給食を工夫し提供します。安全で安心な地元の食材に関心を持たせるとともに、地元生産者の思いや願いを知ることで感

謝の気持ちや、ふるさと津別を誇りに思う気持ちをはぐくみます。

3. 健康教育の推進

子どもたちの健康や体力の増進のためには望ましい生活習慣や心身の健康に関する知識を身につけ、適切な意思決定や行動選択ができる力を育てることが求められています。早寝・早起き・朝ごはん等の基本的な生活習慣の定着を含め、学校保健委員会等、養護教諭を中心にすべての教職員が連携・協力した健康教育の推進を支援するとともに、子どもたちが安心して学校生活を過ごすことができるよう、食物アレルギーへの対応の充実に努めます。

柱の4 学びをつなぐ学校づくりの実現

子どもたちを取り巻く状況の変化や、新たな教育課題に対応するため、学校の施設設備の安全確保や安全教育の充実、学校段階間の連携及び学校運営の改善を進めます。

1. 学校段階間の連携・接続の推進

認定こども園、小学校、中学校、高校の各段階がスムーズにつながるためには、連続性を意識した教育課程の編成や指導方法の工夫改善が必要です。津別町校長会や教頭会と連携し、既に取り組んでいる中学校教諭の小学校6年生への乗り入れ授業や小学校低学年と園児との交流活動をさらに充実させるとともに、津別町学校教育振興協議会や特別支援連携協議会といった既存の教職員研修組織の活性化を図り、各学校間の連携を促進します。

2. 安心・安全な学校環境の整備

いじめの防止や不登校児童生徒への支援につきましては、教職員や関係者が一致協力して取り組むべき重要な課題です。子どもたち同士及び子どもと教職員との望ましい人間関係を醸成する学校の教育活動全体を通じて、いじめの未然防止に取り組むとともに、各学校が実施する定期的な調査や教育相談の実施等により早期発見に努め、いじめの疑いや不登校の兆候を察知した場合は、特定の教職員が抱え込むことなく、組織的かつ速やかな対応や関係機関との連携による支援に努めます。

3. 津別高校への支援

より多くの地元中学生に選択される津別高校となるよう、津別高校振興対策協議会

と連携し、教科書や制服購入費、各種検定料の補助、国公立大学入学一時金給付等の各種支援を継続します。さらに、長期休業中に議事堂を会場に開講している公設民営塾につきましては、参加生徒の学習意欲や学力の向上に有効であり、本年度中に通年開設に移行します。国公立大学への進学や公務員試験合格といった進路実績を示し、個別指導で学力を向上させる公設民営塾の存在が津別高校の大きな魅力の一つとして定着するよう支援します。

4. 学校運営の改善

教職員が健康でやりがいをもって働くことができる環境を整え、子どもたちと向き合う時間を確保することが重要であり、教職員の負担を軽減する取り組みの実行が求められています。学校における働き方改革「北海道アクションプラン」を踏まえて、教職員一人一人の業務改善、校務支援システムの積極的な活用、部活動休業日の実施、学校閉庁日の取り組み等、学校運営体制の改善・整備を推進いたします。

柱の5 学びを支える家庭や地域との連携・協働の推進

基本的な生活習慣や豊かな情操、健康体力等、すべての教育の原点である家庭教育を支援します。また、地域と一体となって健やかな子どもたちを育むため、地域と学校の連携・協働を推進します。

1. 家庭教育、幼児教育支援の充実

ライフスタイルや保護者の意識の多様化といった社会の変化の中、家庭の自主性を尊重しつつ、親子で参加する体験活動の奨励等、家庭教育の充実を図ります。また、子どもたちの電子メディアの適切な利用等の課題について、PTAと連携した学習機会や情報提供及びテレビやゲームの時間の一部を読書活動に振り分ける「ヨム日」の取り組みを学校や中央公民館図書室と連携して推進します。乳幼児へのブックスタートに加え、就学予定児童にも絵本のプレゼントを継続し、家庭における言語環境の整備や幼児家庭教育学級の自主的活動を支援します。

2. 放課後や休日活動の充実

子どもたちが放課後や土曜日、長期休業中の時間を安心かつ有意義に過ごせるよう、力いっぱい遊ぶ場としての児童館だけではなく、ほっと一息つける憩いの居場所とし

での児童館となるような運営に努めます。地域の人材の積極的な活用や子ども芸術劇場の開催、土曜日開催の体験活動アソビバとの連携等、ふるさとつべつに五感でかかわる多様な体験活動の機会を提供することにより、自主性や社会性の向上や基本的な生活習慣の定着を図ります。

3. 学校と地域の連携・協働の推進

人口減少や少子高齢化等の社会の大きな変化の中、学校と家庭、地域が目標や課題を共有し、地域の特色を生かし、地域全体で本町の子どもたちを育むことが大切です。学校と地域が一体となって子どもたちの成長を支える学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）導入に向けての計画を推進し、地域の教育力を生かし、未来を担う子どもたちの学びや体験を充実させる特色ある学校づくりを支援します。

柱の6 学びを生かす地域社会の実現

公民館や図書館を核とした町民のための学習環境づくりや学習成果を共有する仕組みづくり等、生涯学習社会の構築に向けた社会教育の充実に取り組みます。

1. 社会教育の振興

小中学生対象のアソビバや、高校生ボランティアサークル「ひまわり」、青年活動支援プロジェクト「and」、高齢者「寿大学」の自主運営等、幼少期から高齢期まで生涯にわたって学び続けることができるよう、各種講座の開設や体験活動の充実努めます。本年度は受け入れとなる船橋市・南アルプス市との青少年交流では、人と人との絆の大切さや、おもてなしの気持ちを育みます。中央公民館図書室につきましては、道立図書館の支援をいただき、古い蔵書を整理しながら空間の創出やレイアウトの工夫に努めるとともに、学校と連携した「ヨム日」の奨励や「読書記録通帳」の利用者を増やし、利用の活性化を図ります。なお、新図書館の建設に向けて検討委員会を組織し、本との出会いと学びがあり、町民の居心地のよい場所となるような図書館建設に向けての具体的な検討や協議を推進します。

2. 芸術文化活動の推進

町民が芸術文化に親しみ、生きる喜びや暮らしに潤いと活力が持てるよう、芸術鑑賞の機会や体験機会の提供に努めるとともに、各団体・サークルの自主的な活動を支

援します。また、学校や関係団体と連携を図りながら、幼児や小中学生の音楽鑑賞、芸術鑑賞等、文化に触れる機会を充実させ、豊かな情操を育みます。読書週間の一環として、多くの読書愛好家のボランティア協力を得ながら実施している図書室まつりでは、古本市や小中学生読書感想文・感想画等のコンクール表彰を行うなど、多くの町民が読書に親しむきっかけとなるよう内容を充実させます。

3. 生涯スポーツ活動の推進

スポーツ推進委員や関係団体、総合型クラブ「かるっちゃつべつ」等と連携し、親子スポーツ教室や水中運動教室、中・高年層を対象とした各種運動教室、高齢者を対象とした転倒予防教室、運動器具を更新したトレーニングルーム等、各種スポーツ施設の整備や利用促進により、青年層から高齢者層までの幅広い年代層における運動の日常化・生活化を図り、生涯スポーツ社会の実現を目指します。また、本町の子どもの体力増進に向けて、成長期の運動刺激として効果的なコーディネーショントレーニングの体験会や指導者講習会を実施します。スポーツ合宿については、スポーツ振興などの教育的効果をはじめ経済効果も重要であり、町のブランドの一つとして定着させるため、関係団体や合宿実行委員会と連携し、協力を得ながら合宿チームの誘致拡大と事業内容の充実を目指します。

以上、平成 31 年度の教育行政の基本的な方針と施策について申し上げます。

引き続き、津別町の未来を担う子どもたちの健やかな成長と、すべての町民が生涯にわたって学び、運動に親しむことができる環境づくりに努力してまいりますので、町民の皆さま並びに議員の皆さまのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(鹿中順一君) 暫時休憩をします。

休憩 午前 10 時 59 分

再開 午前 11 時 15 分

○議長(鹿中順一君) 休憩を閉じ再開します。

◎行政報告

○議長(鹿中順一君) 日程第6、行政報告を行います。

町長から行政報告に関して発言の申し出がありますので、これを許します。

町長。

○町長(佐藤多一君) [登壇] 本日ここに第3回定例会を招集いたしましたところ、議員各位には極めてご多忙のところご出席賜り、厚くお礼申し上げます。

ただいま発言のお許しをいただきましたので、第2回臨時会後の行政報告を申し上げます。

はじめに、寄附についてであります。3月4日、株式会社中神土木設計事務所様より、創立50周年を記念し、災害対策に役立ててほしいと100万円のご寄附をいただいたところでございます。ご厚志に深く感謝を申し上げますとともに、ご趣旨に沿って有益に使用させていただく所存であります。

次に、仮称まちづくり会社設立に向けた取り組みについてであります。2月17日に中央公民館において藻谷浩介氏を招いての講演会兼会社説明会を実施し、町内外から約70名の方々にご来場いただきました。また、2月23日、24日にさんさん館において開催した「津別フードホール」は、2日合計で約2,700名の方々に来場いただき、大盛況となりました。運営面等では課題も多くあったようにありますが、食だけのイベントで町内外から予想を超えた多くの方々に来場いただけたことは、大きな成果であったものと思います。その影響で周辺の飲食店も両日ともに多くの来客があったと聞いており、賑わいづくりの一步を踏み出せたものと考えております。次回の開催に向けましては、多くの課題の改善に取り組んでいただき、よりよいイベントになることを期待しております。

出資状況等につきましては、今月中旬に開催予定の全員協議会においてご協議、報告する予定としておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、農林水産大臣賞の受賞についてであります。2月20日に日本草地畜産種子学会主催の第5回全道自給飼料生産コンクールの審査結果が発表され、有機酪農を実践し、有機イアコーンの栽培により自給飼料率が80%と全国平均の26%に比べ高い水準にあることが評価された共和、石川賢一さんが農林水産大臣賞を受賞されました。

この快挙に対し敬意を表しお祝いを申し上げるとともに、今後も安全・安心で良質な牛乳の生産と畜産振興に寄与していただくとともに、さらなるご活躍に期待するものであります。

次に、エリアリノベーション・プロジェクトについてであります。2月23日にコワーキングスペースのオープンイベントが行われ、ご近所の方々も含め約30名が駆け付け、丸太カットでお祝いしました。今後も毎週イベントを開催し、各事業に取り組んでいただけるようであります。設備面の完備を含めた本格営業には、もう少し時間を要するようではありますが、これまでの半年間にわたるリノベーション活動に、参画ならびに応援をいただいた皆さまに感謝申し上げます。

次に、女性・高齢者チャレンジ活動表彰についてであります。北海道では、平成10年度より農業経営の改善や起業家、農村生活の充実、地域振興などのために積極的に活動している女性農業者や高齢者を表彰し、その活動成果を広く紹介していますが、平成30年度の地域社会参画活動において、グリーンツーリズムや6次産業化、直売所の開設により、津別町字豊永、川瀬保子さんが最優秀賞を受賞し、2月25日、藤田オホーツク総合振興局長より伝達されました。

今後も、農業・農村がもつ資源を生かした都市と農村の交流、食育・食文化形成に寄与していただくとともに、農業のすばらしさや魅力などを学生や消費者に引き続き発信していくことを期待するものであります。

次に、建設工事等の発注状況についてであります。2月26日現在、一般土木工事関係については23件、6億6,800万2,000円。一般建築工事関係については28件、12億3,899万2,000円。簡易水道・下水道工事関係については12件、2億3,496万4,000円。設計等委託業務関係については35件、1億8,993万2,000円であり、平成30年度予算分についてはすべて発注を終了しております。

なお、今議会におきまして、人事案件、条例制定及び新年度予算等の議案を提出いたしますので、慎重にご審議の上、原案にご協賛賜りますようお願い申し上げ行政報告といたします。

○議長(鹿中順一君) ただいまの行政報告に対し質疑を受けます。

ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 以上で行政報告を終わります。

(教育長退席)

◎同意第2号

○議長(鹿中順一君) 日程第7、同意第2号 津別町教育委員会教育長の任命についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

町長。

○町長(佐藤多一君) ただいま上程となりました、同意第2号 津別町教育委員会教育長の任命についてご説明申し上げます。

津別町教育委員会教育長 宮管玲氏の任期が今年3月31日をもって満了となることから、引き続き同氏を津別町教育委員会教育長に任命いたしたく、同意をお願いするものであります。

宮管氏は、平成28年4月1日に教育長に就任後、本町豊永**番地**に自宅を建設し居住されており、昭和34年生まれの59歳であります。宮管氏は教職員として管内8校で教鞭をとられた経験を生かし、この3年間、教育の現場感覚を行政に伝えていただいたところであり、町民の方から校長時代にあいさつができる子になるよう、よく指導されていたとの話も時折うかがっているところであり、津別町の教育行政にとってかかせない人物であると考えており、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、第4条第1項の規定により提案させていただきましたので、ご同意くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長(鹿中順一君) 本案について質疑を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 質疑を終結します。

討論を省略し、これより同意第2号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鹿中順一君) 起立全員です。

したがって、同意第2号は同意することに決定いたしました。

暫時休憩をします。

(教育長着席)

休憩 午前11時25分

再開 午前11時26分

○議長(鹿中順一君) 休憩を閉じ再開します。

◎同意第3号

○議長(鹿中順一君) 日程第8、同意第3号 オホーツク町村公平委員会委員の選任についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

副町長。

○副町長(伊藤泰広君) ただいま上程となりました、同意第3号 オホーツク町村公平委員会委員の選任につきましてご説明を申し上げます。

現公平委員会委員、高畑秀美氏は平成31年3月31日をもって任期満了となるため、委員会規約第3条第1項の規定によりまして後任の選任をいただきたく議会の同意を求めるものであります。

後任につきましては、現委員であります高畑委員の再任をお願いするものであります。

高畑氏の住所、生年月日は議案に記載のとおりで、現在68歳となります。西興部村長を3期12年務められた後、平成27年1月に退任されておりますが、同年4月1日より公平委員の職についておられます。なお任期につきましては、平成31年4月1日

から平成 35 年 3 月 31 日までの 4 年間となります。

ご同意方よろしく願いいたします。

○議長(鹿中順一君) 本案について質疑を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 質疑を終結します。

討論を省略し、これより同意第 3 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鹿中順一君) 起立全員です。

したがって、同意第 3 号は同意することに決定いたしました。

◎議案第 3 号

○議長(鹿中順一君) 日程第 9、議案第 3 号 地方自治法第 96 条第 2 項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

中橋住民企画課主幹。

○住民企画課主幹(中橋正典君) ただいま上程となりました、議案第 3 号 地方自治法第 96 条第 2 項の規定による、議会の議決すべき事件を定める条例の制定について説明させていただきます。

説明資料により説明いたします。資料 1 ページをご覧ください。制定理由につきまして、北見市・津別町・美幌町・訓子府町・置戸町の 1 市 4 町での定住自立圏形成に向けて、北見市が 2 月 28 日の定例議会で中心地宣言を行い、4 町においても足並みをそろえ定住自立圏の形成に向けて取り組みたいことから、あらかじめ定住自立圏形成協定の締結等が議会の議決すべき事件である旨を規定した条例を整備する必要があるためです。

条例の概要につきましては、第 1 条で議決が必要な事件を地方自治法に基づき定めるもので、第 2 条では、今回は定住自立圏形成協定関連について議決事件とするもの

で、今後必要な事件があれば第2号以下に追加する改正となるものです。

議案書に戻っていただきたいと思います。ただいま説明いたしました内容について、制定条文としたものであります。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するとするものであります。

以上、制定内容の説明とさせていただきますので、原案にご承認賜りますようお願いいたします。

○議長(鹿中順一君) 本案について質疑を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 討論なしと認めます。

議案第3号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鹿中順一君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩 午前11時31分

再開 午前11時43分

○議長(鹿中順一君) 休憩を閉じ再開します。

休憩中に議会運営委員会が開催され、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので、事務局長より諸般の報告をさせます。

○議会事務局長(松橋正樹君) 諸般の報告を申し上げます。

休憩中に第4回議会運営委員会が開催され、第3回津別町議会定例会の運営について協議をされました。

以上でございます。

○議長(鹿中順一君) 以上で諸般の報告を終わります。

議会運営委員会委員長より報告がありますので、これを許します。

4番、乃村君。

○4番(乃村吉春君) [登壇] 休憩中に第4回議会運営委員会を開催し、議案第4号の改正分に誤りがあり、訂正の取り扱いについて協議しました。

内容につきましては、ただいま配付いたしました訂正議案のとおりで取り扱うことといたしましたので、ご報告いたします。

よろしく願いいたします。

○議長(鹿中順一君) 副町長。

○副町長(伊藤泰広君) それでは、私のほうから訂正の内容とお詫びを申し上げたいと思います。

今配付いたしました条例なのですが、議案内容といたしまして新規に制定する条例でございます。条文の第1条、設置です。最初に「複合庁舎建設等まちなか再生計画」ということで固有名詞がありますが、これの「建設」が抜けていたということで、固有名詞の誤りですので、これを訂正したいということでございます。

また、加えまして説明資料につきましても同様にこの第1条の基本計画の固有名詞の訂正ということです。

大変申し訳なくお詫びいたしたいと思います。大変申し訳ございませんでした。

◎議案第4号

○議長(鹿中順一君) 日程第10、議案第4号 津別町図書館建設検討委員会設置条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

石川生涯学習課主幹。

○生涯学習課主幹(石川波江さん) ただいま上程となりました議案第4号 津別町

図書館建設検討委員会設置条例の制定について内容の説明をいたします。

説明資料にて説明させていただきます。

説明資料 2 ページをお開きください。このたびの条例の制定理由につきましては、複合庁舎建設等まちなか再生基本計画に位置付けられている図書館建設に向けて、だれもが気軽に利用できる開かれた図書館の建設のために、必要な役割及び機能に関することや、その他必要な事項について検討するため、津別町図書館建設検討委員会を設置する条例を制定するものです。

条例の内容は、津別町図書館建設検討委員会の設置並びに運営に関し、必要事項を定めるものです。

条例をご覧ください。第 1 条は設置の目的であります。

第 2 条は、第 1 号として図書館に必要な役割及び機能に関すること。第 2 号としてその他建設に必要な事項に関することの検討委員会の所掌事項の規定です。

第 3 条の組織は、12 人以内で組織するものとし、第 1 号で社会教育委員から 3 人、第 2 号で教育関係者として町内校長会及び認定こども園、小・中・高校の図書担当教諭から 5 人、第 3 号のその他教育委員会が認める者として図書ボランティアや利用者等からの 4 人を見込んでおります。

次の裏面をご覧ください。第 4 条は任期の規定で、第 2 条に規定する事務が完了する日までとします。

第 5 条は会議の招集、成立要件、可決要件を規定します。

第 6 条は意見等の聴取として、北海道立図書館職員等に専門的な意見を聞くことや、資料の提出を求めることができることを規定します。

第 7 条は検討委員会の庶務は、津別町教育委員会生涯学習課において処理すること。

第 8 条では、この条例に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、教育委員会が別に定めることを規定しています。

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行するものであります。

条文に戻っていただきまして、津別町図書館建設検討委員会設置条例の制定について、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長(鹿中順一君) 本案について質疑を許します。

6番、渡邊直樹君。

○6番(渡邊直樹君) いろいろ考えたのですが、言い方について、ちょっとうまく言う言い方がこれ以外見つからないので、お聞きしたいと思います。

委員の権限についてお聞きしたいと思います。

この12名選ばれる委員は、建設に向けて調査検討する中で、定められた計画スケジュールの中で、建設の時期的スケジュールの見送りまたは中止等の判断まで有する、答えとして、委員の総意として、そこまで含めた議論ができるのかどうかお聞きしたいと思います。

制定理由の中に、建設のために必要な役割及び機能に関することの後に、その他必要な事項という文言もあります。その他第2条(2)に、その他建設に必要な事項に関するという、いろんなことについて検討できるという文言がありますが、その権限の範囲が建設ということに対しても及ぶのかどうかについて質問したいと思います。

○議長(鹿中順一君) 生涯学習課主幹。

○生涯学習課主幹(石川波江さん) 質問にお答えします。

図書館の役割ですとか機能に関することということで、いろいろな図書館に対する機能を検討していくとか、基本構想的なものを考えていく中に、まずは津別町において、どのような図書館が望まれるかというようなところを検討していくものになると思うのですが、その他建設に必要な事項に関しましては、例えばいろいろな図書館に対しての津別図書館のだれもが利用できる開かれた図書館のイメージとか、そういう基本構想ができました後に、その建設に関して必要な事項といいますが、例えば決められた面積の中ですとか、いろいろな基本設計に至る前までの構想的なものを考えていくというようなもので、権限の部分というのは、まず検討していく中で、構想が立ち上がってからまちなか再生のほうの計画の中とキャッチボールしながら検討していくようなこととなりますので、いきなり建設に必要ということでは、かなり内容の深いものになると思うのですが、まずもってその検討委員会を立ち上げるのは、中身、基本構想的なものが先というイメージでありますので、そこに関して建設に必要なことができてきたら、この検討委員会の中で考えるというイメ

一ジでいたのですけれども、そのようなことでよろしいですか。

○議長(鹿中順一君) 6番、渡邊直樹君。

○6番(渡邊直樹君) 趣旨としましては、町民の中には、まちなか再生という部分についての理解はしつつも、新たな公共施設に関しては、図書館を含めてですけど、慎重を要する声も数多く聞きます。特に財政面のことでございますが、委員の方々がその点も含めて、大きさ、規模も含めてあるなしも含めてですが、十分考慮できるのか、検討できるのかということについての質問の趣旨なのですが、よろしくお願いたします。

○議長(鹿中順一君) 生涯学習課主幹。

○生涯学習課主幹(石川波江さん) すみません。質問のお答えになっていなかったです。

あくまでも検討委員会の中では、基本構想的な図書館に必要なものということで、面積とか広さとか、そういうことの具体的な部分というのは当然この中で考えていくというのは、そのような中身をキャッチボールしながら中身的なことを考えるので、この検討委員会では広さというのは当然検討していく中に、おおよそのこれぐらいのスペースがいるなという構想はできると思うのですが、絶対にその中で広さ的なものを使えるかというのは、当然基本計画の中とお互い相談しあいながらということで、実際にその部分が面積的なことを決めるというような検討委員会ではないのかなと理解しています。

○議長(鹿中順一君) 生涯学習課長。

○生涯学習課長(藤原勝美君) ちょっと補足で説明させていただきたいと思います。今回の建設検討委員会の関係につきましては、あくまでも図書館の機能というか、そういう段階のものを基本計画として計画させていただくというようなものが前提でございます。建設についても文言等書いてありますが、これらにつきましては今後まちなか再生計画にも載っていますとおり、図書館建設に向けて、そちらのほうと石川のほうも申し上げたとおりキャッチボールしながら建設に向けて意見を述べさせていただくというような立場で、今後とも委員会運営をさせていただきたいというふうに考えております。

○議長(鹿中順一君) ほかにありませんか。

9番、佐藤久哉君。

○9番(佐藤久哉君) 今とちょっと関連するのですけれども、この検討委員会で、図書館をつくるとしたらこんなものもいいよねという、そういった構想というか、考えがでか上がります。でき上がったものをどうするのでしょうか。

理事者側にこれを提案していくのか、報告していくのか、最終的にそれを受けて町民の意思確認をして、まちなか再生基本計画の中の一つである図書館建設に踏み切っていくのかどうか、その流れ、考え方を教えていただきたいと思います。

○議長(鹿中順一君) 生涯学習課主幹。

○生涯学習課主幹(石川波江さん) 検討委員会も新年度予算に計上していますとおり、検討委員会を年間6回ほど予定してまして、その中で当然町民アンケートも実施しまして、その中で先進地視察というものも予定に組んでおりますけれども、委員会でも説明したとおり、道立図書館の専門的なアドバイスを受けながら、当然計画を立てていく中で提案というのはもちろんさせていただくような機関ということで考えております。当然その中で図書館建設に向けてというようなところで今後進めて行くような委員会というイメージをしています。

○議長(鹿中順一君) 9番、佐藤久哉君。

○9番(佐藤久哉君) お答えにちょっとずれがあるのかなと思っています。

私が今出来上がって、こんな図書館という構想が出来たときに、それをどうするのかと聞いているんです。

それは図書館の検討委員会が建てられるわけではないですよ、建てるのはあくまでも理事者です。だから理事者に対して、こういう図書館を建てたらいいという提案をしていくのか、またその理事者が受けてどうするのか、それを聞きたいのです。

ですから、今この検討委員会の果たす役割については主幹の説明でわかりました。そこでできた、つくるとしたらこんな図書館がいいよね、町民もこう考えていますよと、そう言った後のこの構想をどういう扱いになっていくのか、今先ほど渡邊議員の話では、建てる建てないについては、この図書館の検討委員会はお答えとしては、権限はないというお答えです。建てる権限をもっているのは、やっぱり提案権を持って

いるのは理事者であります。この今の構想をどうそこへもっていくのか、その流れを聞きたいというふうに質問したつもりだったのですが。

○議長(鹿中順一君) 生涯学習課長。

○生涯学習課長(藤原勝美君) 基本計画として検討委員会のほうでは、そこまではつくらせていただくということで、その後に関しましては、やはりどういう形で建てるかというところが実際に出てこないと基本計画を生かす、そういうことにはならないかなということで、私どもの図書館に対する思いにつきましては、こういうことという段階で、その後につきましては基本設計にかかわることではございますが、基本設計に入る前に図書館がどういう形で建てられるのかというようなことが示された後に、こういうことで図書館をつくっていただきたいというような形で基本計画については述べさせていただきたいなと考えております。

○議長(鹿中順一君) 9番、佐藤久哉君。

○9番(佐藤久哉君) 私は図書館建設にあくまでも賛成する立場でおります。図書館はずっとつくったらいいということをずっと議会でも折に触れてお話ししてまいりました。そんな中で、今図書館の具体案がここで示されるであろう、示されたものを当然この条例で設置された検討委員会なのですから、この結果報告を町に上げて、町のところでどう動くのか、複合庁舎建設等まちなか基本計画の中で、それぞれの建物を建てる際は、個別の検討委員会をつくるという話になっていました。多分、この図書館、この建設の検討委員会は、図書館を建設する、しない、どんな図書館にするかという構想の段階。要するに図書館の機能や役割の段階であって、実際に実施設計やなんかをするにはどこがやるのか、また別に委員会を立ち上げるのか、そういう行政としての流れをどういうふうに考えているのか、お聞かせいただきたいというふうに思いますので、町長よろしく願いいたします。

○議長(鹿中順一君) 副町長。

○副町長(伊藤泰広君) まちなか再生計画の中で、現在、進めて行く建物として考えているのが図書館と複合商業施設、そして交通ターミナルというのは皆さんご存知のとおりで、それを一緒につくるのか、別々に建てるのか、それはまだ決まっていない段階ですが、その中でも今回、図書館の検討委員会を先につくったというのは、先

ほど議員が言ったとおり、個別の建物に対して専門的にというか住民がかかわって検討できるものをつくっていくという話を最初にまちなかの基本計画の中にもうたっています。そういう意味で今回図書館のほうがある意味に先行している。それでターミナルのほうは、こちらのほうで交通全体の体系を考えながらというのがありますし、また複合商業施設につきましても、今、いろいろな案、実際にはその場所というふうに、やるかということも含めて今検討しているところです。

それで、図書館の建設検討委員会の役割としては、この全体の計画を練るのは、やはり最終的には町ですので、その中身に対してこういうものが欲しい、ああいうものが欲しい、こういう機能があったほうがいいよねというのを委員会としてもってきてもらい、先ほど建設する、しないとかというものではなくて、建設に向かってどういうものが必要かを検討してもらおう。そういう委員会として今回立ち上げてもらおうということでご理解いただきたいと思います。

○議長(鹿中順一君) 町長。

○町長(佐藤多一君) 今副町長が話したとおりなのですけれども、町政方針の中で、公約の推進の中で一つ目に上げました買い物環境の整備という中で、複合商業施設等整備基本構想、これが今月委託をしておりますので出てまいります。その後、計画をやっていくわけなのですが、それはまた年度が明けてからになると思いますけれども、議員の皆さんに提示したいと思います。ですから、その中で図書館だけ単独で建てるのか、それとも複合的にターミナルと一緒にするのか、あるいは、また商業施設も含めた三つ合わせたものにしていくのかというのが、構想の中で幾つか提案がされてくるというような方向になっています。その中で、受けられる補助金だとかというのを、これからどれを選んだほうが一番財政的にも助かるかなというようなことも含めて、これから詰めていくような形になりますので、今のこの委員会につきましては、図書室はありますけれども、図書館という初めての建物の中に、やはり町民の思いもいろいろあると思いますし、かかわっている人たちも、やっぱり不足している部分だとかというものを身に染みて感じているところもきっといろいろあるかと思っておりますので、そういった方たちがどうせつくるのなら、こういうものをぜひ加えるべきじゃないかと、それには道立図書館の方もやって来て助言をしてくれるような形になっています

ので、まずは図書館とは、こんなふうであってほしいというのを議論していただく。そこから検討委員会の報告が出されると思いますので、それを受けて、どの方向にもっていくかというのをまたこちらのほうで決めていく形に、そしてご相談もさせていただきながら進めて行くことになるかと思います。

○議長(鹿中順一君) ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 討論なしと認めます。

議案第4号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鹿中順一君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

昼食休憩とします。

昼食休憩 午後 0時 5分

再 開 午後 1時 00分

○議長(鹿中順一君) 昼食休憩を閉じ再開します。

◎議案第5号

○議長(鹿中順一君) 日程第11、議案第5号 津別町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（石川 篤君） ただいま上程となりました議案第5号 津別町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、内容の説明を申し上げます。

改正の理由につきましては、老朽化の著しい住宅を除却したことにより、条例の別表第1の表からその部分を削るものです。

説明資料の4ページをお開きください。

改正の内容につきましては、平成29年度に除却した本岐団地1から2棟、計8戸と高栄団地1から3棟の12戸、平成30年度に除却した高栄団地4棟から5棟まで8棟から11棟までの計24戸を別表第1（1）町営住宅から削るものです。

これにより改正前328戸の町営住宅がありましたけれども、44棟除却し、284戸になります。

それでは、議案の条文に戻っていただきまして、ただいま説明した内容を条文として整理したものであります。

附則といたしまして、公布の日から施行するとするものであります。

地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、内容の説明をいたしましたので、原案につきましてご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第5号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号

○議長（鹿中順一君） 日程第12、議案第6号 津別町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（石川 篤君） ただいま上程となりました、議案第6号 津別町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

今回の改正は、本年、本岐団地に特定公共賃貸住宅を1棟1戸建設したため、別表（1）特定公共賃貸住宅の西町団地の後に本岐団地を追加するものです。

説明資料の6ページをお開きください。西町団地の下に団地の名称、本岐団地。建設年度、平成30年。戸数1。区分、1LDK。種別、単身者向け。構造、木造。型式、平屋。所在地、本岐4番地1。1戸当床面積、61.27。家賃月額、3万円とするものがあります。

なお、本岐団地につきましては1戸ということで、駐車場の整備は行っておりませんので、駐車料金と、また他と共用する場所もございませんので、共益費については徴収いたしません。今回の建設により特定公共賃貸住宅の戸数は1戸増えまして115戸となります。

議案の条文に戻っていただきまして、ただいま説明した内容を条文として整理したものであります。

附則といたしまして、平成31年4月1日から施行するというものでございます。

地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、内容について説明申し上げましたので、原案につきましてご承認いただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 討論なしと認めます。

議案第6号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鹿中順一君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号

○議長(鹿中順一君) 日程第13、議案第7号 つべつ木材工芸館及び木工体験工房条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

産業振興課参事。

○産業振興課参事(小野敏明君) ただいま上程されました、議案第7号 つべつ木材工芸館及び木工体験工房条例の一部を改正する条例の制定について、内容についてご説明いたします。

今回の改正につきましては、木材工芸館を改修し、木の博物館から木と触れ合える遊具設備を有し、津別の林産業をPRする企業紹介コーナーが新設され、多世代、町内外の多数の交流施設とするもので、これまでと設置及び運営内容が変更となることから、所要の改定を行うものであります。

新旧対照表により条文ごとに内容を説明いたしますので、説明資料7ページをご覧ください。

第1条、設置につきまして、設置目的が大きくかわることから全文改正し、愛林の

まちを象徴する木と触れ合う場を提供することにより、林産業の振興、観光の推進及び交流人口の拡大を図るため、つべつ木材工芸館及び木工体験工房を設置するとするものです。

第3条、使用の範囲、第2号は、利用状況に沿った文言整理をいたしました。

第4条、使用料です。第1号は貸し出しスペースが販売コーナーのみとなることによる改正です。第3号は、使用料減免に関する条項を条例で定めることとしたことによる改正であります。

第7条、委員の定数は、つべつ木材工芸館等運営委員会定数を6名以内とする改正です。

第9条、委員会の任務、第3号は委員会を町長に改めるものです。別表第4条関係は、貸し出しスペースが販売コーナーのみとなることによる改正です。

議案の本文をご覧ください。ただいま説明の内容を条文として整理したものであります。

附則といたしまして、この条例は平成31年4月1日から施行することとしております。

以上、内容についてご説明申し上げましたので、原案にご承認賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長(鹿中順一君) 本案について質疑を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 討論なしと認めます。

議案第7号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 8 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 14、議案第 8 号 津別町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（石川 篤君） ただいま上程となりました、議案第 8 号 津別町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について、内容の説明を申し上げます。

説明資料の 9 ページをお開き願います。

改正の理由としましては、学校教育法の一部を改正する法律等の施行により、専門職大学が創設されたことによること。また技術士法施行規則の一部改正、技術士第 2 次試験の専門科目見直しにより、給水条例のうち施設工事監督者の配置基準及び資格基準ならびに水道技術管理者の資格要件について関係箇所の改正となります。

新旧対照をご覧いただきたいと思えます。

第 37 条第 3 号につきまして、学校教育法による短期大学の後に（同法による専門職大学の前期課程を含む。）を追加いたします。この後、土木科または、それに相当する課程を修めて卒業した後に（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）を加えます。

37 条の 8 号につきまして、8 号の 3 行目、工業用水道又は水道環境を選択したものに限るにつきましては、工業用水道の後の「又は水道環境」を削除いたしまして工業用水道を選択したものに限るというふうに直します。

第 38 条第 2 号につきましては、3 行目、相当する学科目を修めて卒業した後、の後に、（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）を加えます。また 2 行後につきまして、同条第 3 号に規定する学校を卒業した者の後に、（同法による専門職大学前期課程にあつては、修了した者）を加えます。

第 4 号につきましては、4 行目、相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後

に、(学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)を加えます。
またその下2行目につきまして、同条第3号に規定する学校を卒業した者の後に、(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者)につきまして加えます。

11 ページをお開きください。第5号につきまして、上から4行目につきまして、それぞれ当該各号の卒業者の後に、(学校教育法による専門職大学の前期課程の修了者を含む)を加えます。

それでは、条文に戻っていただきまして、ただいまご説明した内容を条文として整理したものでございます。

附則といたしまして、平成31年4月1日から施行するものであります。

また、経過措置といたしまして、この条例の施行前に行われた技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であつて、選択科目として水道環境を選択したものは、この条例による改正後の津別町簡易水道事業給水条例第37条第8項の規定の適用については、同法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であつて、選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものとみなすという経過措置を設けてございます。

地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、内容の説明をいたしましたので、原案につきましてご承認いただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長(鹿中順一君) 本案について質疑を許します。

9番、佐藤久哉君。

○9番(佐藤久哉君) ちょっと教えていただきたいのですが、説明資料10ページの第38条の4号、4行目、卒業した後というふうになっているのですが、その前は「者」がその前の2号は「者」ですよね、なぜここは「後」になるのか、ちょっと意味がつかめないで、前の条文もそうなので、その関連だと思うのですが、どっちも卒業してから何年以上とかという規定をすところなのですか、なぜ「者」と「後」という言葉の使い分けをしているのか、わかれば教えてほしいです。

○議長(鹿中順一君) 暫時休憩します。

休憩 午後 1 時 15 分

再開 午後 1 時 17 分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

副町長。

○副町長（伊藤泰広君） 議員から質問のあった条文ですが、この「後」という言い方は、この後に、このいろんな資格によって経験年数が決められております。それでこの後のものまでは、ある意味前文になります。

2号も4号も同じなのですが、「後」のあとに、どういうところを出たら2年、どういうところを経過したら3年とか、そういう経験した年数ということで、「後」のところまで1回区切って読んでいただければ解釈できるかと思えます。

よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第8号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号

○議長（鹿中順一君） 日程第15、議案第9号 契約の締結について、津別町一般廃

棄物最終処分場土木施設建設工事を議題とします。

内容の説明を求めます。

中橋住民企画課主幹。

○住民企画課主幹（中橋正典君） ただいま上程となりました、議案第9号 津別町一般廃棄物最終処分場土木施設建設工事に伴う契約の締結について説明申し上げます。

本件の契約につきましては、予定価格を4億5,699万1,200円としておりましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

工事概要は一般廃棄物最終処分場全体の造成工事と、埋立地の漏水検知システムや遮水シートの施工で、工期は契約締結から平成33年3月10日までです。

1 工事の名称は、津別町一般廃棄物最終処分場土木施設建設工事、2 工事の場所は、津別町字共和 546 番地 1 ほか、3 契約の方法は、町内業者で構成する 2 社または 3 社の特定建設工事共同企業体として申請のあった 3 企業体による指名競争入札であります。入札は 2 月 21 日に行い、同日に仮契約を締結しております。4 契約金額は 4 億 4,560 万 8,000 円です。5 契約の相手先は清水・兄、津別トラック特定建設工事共同企業体、代表者は網走郡津別町字共和 51 番地 2、株式会社清水建設 代表取締役 清水靖則。構成員、網走郡津別町字西 3 条 14 番地、兄建設株式会社 代表取締役 兄功。構成員、網走郡津別町字達美 251 番地 4、津別トラック株式会社 代表取締役 浅野弘司であります。

以上、内容について説明申し上げましたので、ご承認くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 9 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 10 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 16、議案第 10 号 契約の締結について、津別町一般廃棄物最終処分場浸出水処理施設等建設工事を議題とします。

内容の説明を求めます。

中橋住企画課主幹。

○住企画課主幹（中橋正典君） ただいま上程となりました、議案第 10 号 津別町一般廃棄物最終処分場浸出水処理施設等建設工事に伴う契約の締結について説明申し上げます。

本件の契約につきましては、予定価格を 9 億 3,085 万 2,000 円としておりましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

工事概要は先ほど説明いたしました土木施設建設工事で、最終処分場全体の造成工事がある程度進めた後、浸出水の処理施設、破砕作業を行う埋め立て前処理施設の建物と設備、重機などを入れる車庫等、ほかに配管設備や電気設備なども含まれ、工期はこちらも契約締結から平成 33 年 3 月 10 日までとなります。

1 工事の名称です。津別町一般廃棄物最終処分場浸出水処理施設等建設工事。2 工事の場所は、津別町字共和 546 番地 1 ほか、3 契約の方法は、当初、施行実績のある水処理メーカー 3 社と町内業者による特定建設工事共同企業体を受け付けていましたが、1 企業体しか申請がなかったことから、指名選考委員会等による協議の結果、最終的に施行実績のあるメーカー 4 社による指名競争入札としたところですが、2 月 26 日に入札を行いました。2 社から辞退届が提出され、残る 2 社で入札を執行し、最低

制限価格を下回った1社を失格とし、予定価格の範囲内であった議案に記載の業者が落札者となりました。このたびの一般廃棄物最終処分場建設に係る二つの入札は、工事の適正な履行の確保と、ダンピング対策の最低制限価格を設定したところです。4契約金額は8億3,592万円です。5契約の相手先は札幌市清田区北野6条1丁目5番1号、共和化工株式会社札幌支店 支店長 一見真利であります。

以上、内容について説明申し上げましたので、ご承認くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第10号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号

○議長（鹿中順一君） 日程第17、議案第11号 津別町公の施設に係る指定管理者の指定について、津別町民の森自然公園ネイチャーセンターを議題とします。

内容の説明を求めます。

産業振興課参事。

○産業振興課参事（小野敏明君） ただいま上程とされました議案第11号 津別町公の施設に係る指定管理者の指定について、内容の説明を申し上げます。

今回、指定管理を行おうとする施設につきましては、津別町民の森自然公園ネイチャーセンターでありまして、4月にオープンするよう準備を進めているところであります。

当該施設の管理運営につきましては、この間、委員会等におきまして協議を行ってまいりましたとおり、指定管理者による管理運営を行うこととし、津別町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第6条により、公募によらない指定管理者の候補者の選定とし、地方自治法第244条の2、第6項の規定により指定管理者の指定について議会の議決を求めるものであります。

説明資料12ページをご覧ください。

趣旨につきましては、津別町民の森自然公園ネイチャーセンターは、津別町上里地区の自然保全、地域資源の高付加価値化並びに来訪者の休息及びコミュニケーションの促進を図るため、持続可能な観光地域づくり拠点施設として開設する施設であります。

津別町と平成26年6月より森林セラピー事業を中心とした地域振興の協働に関する協定を結び、上里地区で森林セラピー、畑ツアー等のガイド付き体験観光にて地域資源の高付加価値に取り組む実績をもつ、特定非営利活動法人森のこだまを指定管理者として指定しようとするものです。

指定に至る経過は次のとおりでございます。

公募によらない指定管理者の選定理由であります。津別町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条ただし書きの規定に基づき、非公募といたしました。

合理的な理由といたしまして、森のこだまは上里地区で森林セラピー、畑ツアー等のガイド付き体験観光にて地域資源の高付加価値化に取り組む実績をもつことから、当該施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成し、地域との連携や活力を積極的に活用した管理を行うことが期待できるとして選定されたところでございます。

指定管理者の指定についてでございます。施設の名称ですが、津別町民の森自然公園ネイチャーセンターであります。指定管理者の名称等ですが、特定非営利活動法人森のこだま、代表理事 上野真司氏であります。指定の期間ですが、平成31年4月1

日から平成 36 年 3 月 31 日までの 5 年間とするものです。

指定管理料につきましては支払わないこととしております。

指定管理者納付金につきましては、自主事業に係る占用部分の光熱費分といたしまして、月額 3 万円をいただくこととしております。

人的支援といたしまして、ネイチャーセンターの活動を理解し、担い手となり得る地域おこし協力隊 1 名を募集しているところであります。

ただいま説明いたしました趣旨、内容により指定管理者の指定をするものでございます。

議案に戻っていただきまして、改めまして議案第 11 号 津別町公の施設に係る指定管理者の指定について、1 施設の名称等ですが、津別町字上里 703 番地 4、津別町民の森自然公園ネイチャーセンターであります。

指定管理者の名称等ですが津別町字上里 703 番地 1、特定非営利活動法人森のこだま、代表理事 上野真司氏であります。指定の期間ですが平成 31 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日までとするものです。

以上、ご提案申し上げましたので、原案にご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します

9 番、佐藤久哉君。

○9 番（佐藤久哉君） 説明資料の 7 番、人的支援のところですが、この人的支援をすることに対して期限は定めたのでしょうか。地域おこし協力隊ですと 3 年、それから指定管理制度の間ということであれば 5 年、それとも恒久的なのか、その辺また文書等で何かやり取りをしているのか、その辺をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（小野敏明君） 人的支援につきましては、基本 3 年間で予定しております。森のこだま様からの今後の運営状況で 1 年目は赤字ですけども、2 年目は収支をトントンにする、3 年目以降は黒字にしていくということと、将来的には現在いる協力隊の方 1 名と、その方も雇用していくという意欲をもっていらっしゃいますので、基本は 3 年間というふうに考えております。

文章等での確約はございません。

以上です。

○議長（鹿中順一君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 11 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 12 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 18、議案第 12 号 平成 30 年度津別町一般会計補正予算（第 7 号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

松木住民企画課主幹。

○住民企画課主幹（松木幸次君） ただいま上程となりました議案第 12 号 平成 30 年度津別町一般会計補正予算（第 7 号）について説明いたします。

今回の補正の主な内容につきましては、ふるさと納税返礼品経費の増額、いちいの園に対する設備修繕補助の追加、認定こども園に対する利用者負担差額負担金の増額などのほか、事業の完了及び事業の精査による減額が主で、一般財源剰余金を基金に積み立てることで補正予算を組ませていただきました。

補正予算の条文をご覧ください。第 1 条第 1 項は歳入歳出予算からそれぞれ 8,375

万 1,000 円を減額し、補正後の予算総額を 59 億 9,444 万 2,000 円とするものであります。

第 2 項及び第 2 条から第 4 条につきましては、後ほど説明させていただきます。

事項別明細書につきましては、歳出から説明いたしますので 9 ページから 10 ページをお開きください。

なお、事業精査による減額につきましては、説明を省略させていただきますのでご了承ください。款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 3 財政管理費の公共施設等整備基金積立金は、一般財源剰余金と利息を積み立てるもので 3,773 万 4,000 円の増額です。目 5 財産管理費の公用車維持管理経費は、財源内訳のみの補正です。庁舎等建設事業の委託料、執務環境プラン策定支援等業務は、継続している事業ですが、契約額による精査です。項 2 地域振興費は 11 ページから 12 ページになります、目 1 企画総務費の総合計画策定業務も継続している事業ですが、契約による精査です。ふるさと納税推進経費は、寄附に対する返礼品の経費で寄附者からのオーダーにより制作する返礼品があり、前年度に寄附を受けたもので本年度の返礼品発送となったものが多くあり、今年度分の返礼品経費が不足したもので 250 万円の増額です。13 ページから 14 ページをお開きください。目 5 地方創生事業費の再生可能エネルギーの利活用推進事業は、導入可能性調査については、センター方式から個別供給方式での方向性となったことから事業は実施せず、全額を減額するものです。マネジメントセンター設立準備会は、新会社を設立する方向から、既存の会社が担う方向性となり、全額を減額するものですが、引き続き既存会社での事業拡大に向け 31 年度に事業は計画をするものです。障がい者・生活困窮者の働く場の創出事業は、支援員を雇用し居場所の常設を予定していたものですが、利用頻度から月 3 日程度と見直しを行ったための減額です。移住・起業・空家等利活用促進事業は、地域融合型ゲストハウスの立ち上げと、エリアリノベーションの促進事業について事業の一部を 31 年度に持ち越ししたため減額をするものです。項 3 徴税费、目 1 税務総務費の税務事務経費は 16 ページとなりますが、地方税納税システムの連携構築対応費用として北海道自治体情報システム協議会への負担金で 16 万 4,000 円の増額です。

款 3 民生費、項 1 社会福祉費、目 1 社会福祉総務費の障害者総合支援事業経費は財

源内訳のみの補正です。介護保険事業特別会計繰出金は介護給付費地域支援事業、低所得者保険料軽減繰出分の増により 48 万 9,000 円の増額です。目 5 老人福祉費の介護サービス支援事業は、いちいの園のデイサービス機械室給湯用膨張タンク取り替え修理の設備修繕の補助で 70 万 2,000 円の増額です。17 ページから 18 ページをお開きください。項 2 児童福祉費、目 1 児童福祉総務費の未熟児養育医療費給付事業は、平成 29 年度の国庫負担金の確定による返還金で 29 万 9,000 円の増額です。19 ページから 20 ページをお開きください。子ども・子育て支援事業は、認定こども園の利用者増にともなう利用者負担差額の負担金で 74 万 2,000 円の増額です。

款 4 衛生費、項 1 保健衛生費、目 1 保健衛生総務費の地域医療維持助成事業は、過疎債ソフト事業の起債同意額の増による財源内訳のみの補正です。目 2 予防費の予防接種経費は、緊急風しん抗体検査事業のシステム対応改修費用として北海道自治体情報システム協議会への負担金で 28 万 1,000 円の増額です。

23 ページから 24 ページをお開きください。款 6 農林業費、項 1 農業費、目 1 農業委員会費と目 2 農業総務費の給与費は財源内訳のみの補正です。目 4 振興事業費の農業水路等長寿命化・防災減災事業は、事業内での予算組みかえです。項 2 林業費、目 2 林業振興費の木材工芸館・体験工房管理経費は、26 ページになりますが、暖房用燃料で石油価格の高騰により不足するもので 22 万 1,000 円の増額です。

27 ページから 28 ページをお開きください。款 7 商工費、項 1 商工費、目 2 商工振興費の商工振興補助費等は、小規模事業者若者雇用促進事業で申請者の増による 30 万円の増額です。目 3 観光費の峠展望施設管理経費は、財源内訳のみの補正です。

款 8 土木費はすべて事業精査による減額と、財源内訳のみの補正となりますので、省略させていただきます。

33 ページから 34 ページをお開きください。款 9 消防費も事業精査による減額と財源内訳のみの補正です。

款 10 教育費は 35 ページから 36 ページをお開きください。項 4 社会教育費、目 1 社会教育総務費の社会教育総務経費はリコーダーの全国大会派遣費補助で 56 万 5,000 円の増額です。以後すべて事業費精査による減額となります。

次に歳入の説明をいたしますので 3 ページから 4 ページをお開きください。

款 9 地方交付税は普通交付税の今年度の交付額に基づき一般財源として 1,636 万 7,000 円の増額です。

款 12 使用料及手数料、項 1 使用料、目 1 総務使用料の峠展望施設使用料は、実績により 30 万 6,000 円の増額です。

款 13 国庫支出金、項 1 国庫負担金、目 1 民生費国庫負担金の低所得者保険料軽減負担金は、軽減対象者見込み増による 9 万 4,000 円の増額です。項 2 国庫補助金、目 3 衛生費国庫補助金の緊急風しん抗体検査等事業は、システム改修費の 2 分の 1 補助で 14 万円の増額です。

款 14 道支出金、項 1 道負担金、目 1 民生費道負担金の低所得者保険料軽減負担金は、軽減対象者見込み増により 4 万 7,000 円の増額です。項 2 道補助金、目 4 農林業費道補助金の農業委員会等活動促進事業は、事業費精査により 35 万 3,000 円の増額です。

款 15 財産収入、項 1 財産運用収入、目 2 利子及配当金は、公共施設等整備基金の振りかえ運用利息で 6 万 9,000 円の増額です。項 2 財産売払収入は 5 ページから 6 ページになりますが、目 3 物品売払収入の車両売払収入は、集中管理公用車の売り払いにより 2 万 3,000 円の増額です。

款 17 繰入金は、事業精査による減額です。

款 19 諸収入、項 5 雑入、目 6 雑入の事故共済金は、集中管理公用車に関するもので 6 万 6,000 円の増額。相生総合交流ターミナル納付金は、クマヤキハウスの新設に伴うもので 7 万 5,000 円の増額。その他は自動車建物共済解約による返戻金で 5 万 3,000 円の増額です。

款 20 町債、項 1 町債、目 2 衛生債の地域医療維持助成事業は、歳出でも申し上げましたが、過疎債ソフト事業の起債同意額の増による 3,230 万円の増額です。そのほかは事業精査による増減です。

歳入の説明は以上です。

補正条文にお戻りください。第 1 条第 2 項につきましては、ただいま事項別明細書で説明いたしました補正内容を第 1 表のとおり款、項区分ごとに整理し、第 1 項の補正額及び予算総額とするものであります。

第 2 条は継続費の補正で、2 枚ほどめくっていただきまして、第 2 表、継続費補正

のとおり 3 事業において事業費総額と年割額を現段階の予定額で変更するものですが、美幌・津別広域事務組合負担金は、既存建築物旧Kユニット解体工事に係るものです。

補正条文第 3 条は繰越明許費の補正で、第 3 表繰越明許費補正のとおり、農業水路等長寿命化・防災減災事業を追加し、2 事業において現段階の事業費に変更するものです。

美幌・津別広域事務組合負担金は、消防庁舎建設基本設計に係るものです。

補正条文第 4 条は地方債の補正で、第 4 表地方債補正のとおり 10 の事業において限度額を変更するものです。

以上、内容について説明いたしましたので、原案にご承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長(鹿中順一君) 本案について質疑を許します。

6 番、渡邊直樹君。

○6 番(渡邊直樹君) 14 ページの中段、再生可能エネルギー利活用推進業務、センターから個別へということで、方向性が見えてきたのかなという感じなのですが、そこにありました再生可能エネルギーマネジメントセンター設立準備会とありますが、新会社から既存会社へというふうに方向を転換したと今説明がりましたが、その部分についてご説明いただきたいと思います。

あと、その下段の移住・起業・空家のまちづくり会社設立準備会についてですが、ゲストハウス立ち上げの持ち越しということですが、いわゆるゲストハウスはパイロット事業ではなかったかなと思います。地方創生ですから、5 年計画に合わせてやっているのだと思いますが、この部分がゲストハウス立ち上げという部分の主な金額なのかということについてお聞きしたいと思います。

あと、あわせまして 28 ページのバイオマス都市構想でございますが、先ほど地方創生のほうでもありました、センターから個別方式でということで影響してくるのではないかなというふうに思う部分ではありますが、単純に言えば、公共施設においては、今後は再生エネルギー、いわゆるペレットを使っていくということによろしいのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長(鹿中順一君) 産業振興課参事。

○産業振興課参事（小野敏明君） お答えいたします。

14 ページのエネルギーの供給利活用事業の推進についてですけれども、説明と議員おっしゃいましたとおり、まちなか再生事業で、センター方式でエネルギーを供給しようということで考えておりましたけれども、それが複合庁舎が個別方式の方向でということ、前段の委員会でもお話ししていましたが、JAさんも独自ということになりまして、センター方式がなかなか進まないということがありまして、採算性含めて個別方式になったところがございます。そうした中で、その時考えておりました新会社につきましては、エネルギーを売る会社を想定しておりました。その会社がエネルギーをそれぞれの施設に供給することでの事業性を求めている会社でしたけれども、そこらが一体となって中止になった、変わったということで新会社の設立もそこでは行わないということで、今後に向けては、エネルギーの供給も基本的な町の中に木質バイオマスボイラーが5カ所ありますから、そういったことの管理をできる会社をつくっていくために、既存のところできるのではないかとということで今検討していて、新年度でそれを形にしていけるかということで検討してまいりたいと考えております。

26 ページの委託料、バイオマス産業都市構想策定業務の関係でございますが、これもまちなか再生事業に合わせまして町内のエネルギー供給を前年度から森林バイオマス熱供給システムプランを業者に委託してつくってきておりましたけれども、さらにそれをもとにバイオマス産業都市を目指して、ある面、補助を受けやすいようなバイオマス産業都市に指定していただくということで進めてまいりましたが、委託業者も津別町のことを十分に調べると、バイオマスエネルギーセンターが企業のほうにあったり、木質ペレットでの木質バイオマスが進んでおります。また、家畜の牛糞や尿も肥料にかえているということで非常に進んだ町だということで、この中で申請をしてもなかなか先進的な事例としてならないということで、もう先進的になってしまっているということで、バイオマス産業都市を申請しても指定にならないということで取り下げたということにしております。

以上でございます。

○議長（鹿中順一君） 住民企画課参事。

○住民企画課参事（森井研児君） 私のほうから移住・起業・空家利活用促進事業の減額の部分についてお答えさせていただきます。

1,600万円ほど事業費として減額させていただいておりますけども、このうちの900万円ほどが、いわゆるゲストハウスが繰り延べ平成31年度に移行するというような内容になっております。

○議長（鹿中順一君） ほかにありませんか。

5番、高橋剛君。

○5番（高橋 剛君） 2点ほど確認させていただきたいと思います。28ページの商工振興補助費等なのですけれども、先ほど小規模事業者の若年雇用の推進事業、申請者が増えたのでこういうふうになりましたというお話だったのですけれども、当初の予定が何件で、結果何人に増えたのか教えていただきたいと思います。

もう一つ、その上の企業等の振興推進補助金なんですけれども、こちらのほうも非常に減っているのかなという感じなんですけれども、これのほうの実績もわかれば教えていただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（小野敏明君） 小規模事業者若者雇用促進事業につきましてですけれども、申し訳ございません。全体として4社からの申請がありまして、当初よりも増えたということでございます。あと企業等促進補助金につきましては、当初1,500万円で予算を組んでおりましたけども、1件の200万弱の申請しかございませんでしたということで減額をさせてもらっております。

以上です。

○議長（鹿中順一君） ほかにありませんか。

よろしいですか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 12 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩をします。

休憩 午後 1 時 55 分

再開 午後 2 時 10 分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

◎議案第 13 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 19、議案第 13 号 平成 30 年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 5 号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（小野淳子さん） ただいま上程となりました議案第 13 号 平成 30 年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 5 号）につきましてご説明申し上げます。

補正の理由につきましては、歳出では法別番号設定に係るシステム改修負担金と、平成 29 年度高額医療費共同事業負担金の道費確定による返還金の追加であり、歳入ではシステム改修費負担金の特別調整交付金と、返還金の財源として国保基金繰入金の追加を内容とする補正であります。

第 1 条といたしまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 16 万 1,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 9 億 1,106 万円とするものです。

それでは歳出のほうからご説明申し上げます。5ページ、6ページをお開きください。款1総務費、項1、目1一般管理費では5万円の増額です。総務一般事務経費につきましては、法別番号設定に係るシステム改修費負担金として5万円の追加をお願いするものであります。

款9諸支出金、項1、目3償還金で11万1,000円の増額です。これは平成29年度高額医療費共同事業負担金確定による道費分超過交付金返還金として11万1,000円の追加をお願いするものでございます。

続きまして歳入となります。3ページ、4ページにお戻りください。

款2道支出金、項1、目1保険給付費等交付金は法別番号設定に係るシステム改修負担金分として特別調整交付金分の5万円の追加です。

款4繰入金、項2、目1国保基金繰入金は、平成29年度高額医療費共同事業負担金確定に伴う超過交付金額返還金として11万1,000円の追加であります。

それでは、2ページほど戻っていただきまして補正予算の条文となりますが、第1条、第2項におきまして、ただいま説明いたしました補正額を款、項ごとに次ページの第1表で整理させていただきました。

以上、ご説明申し上げましたのでご承認いただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第13号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 14 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 20、議案第 14 号 平成 30 年度津別町介護保険事業特別会計補正予算（第 5 号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課主幹。

○保健福祉課主幹（千葉 誠君） ただいま上程となりました議案第 14 号 平成 30 年度津別町介護保険事業特別会計補正予算（第 5 号）につきましてご説明申し上げます。

補正の理由につきましては、歳出では介護給付費及び地域支援事業費の事業精査に伴います介護サービス給付費等の追加及び減額、基金積立金において、介護給付費準備基金積立金の追加です。

歳入では、介護給付費及び地域支援事業の精査に伴います国、道の負担金補助金等一般会計繰入金及び基金繰入金の追加及び減額。国庫補助金の保険者機能強化交付金創設に伴います追加、繰入金の低所得者保険料軽減負担金の追加を内容とする補正であります。

平成 30 年度津別町介護保険事業特別会計補正予算（第 5 号）の条文の第 1 条といたしまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 336 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入、歳出それぞれ 5 億 9,720 万 6,000 円とするものです。

それでは歳出のほうからご説明させていただきます。7 ページ、8 ページをご覧ください。款 2 保険給付費、項 1、目 1 居宅介護サービス給付費、負担金、介護サービス給付費で 200 万円の追加。目 2 施設介護サービス給付費、負担金、介護サービス給付費で 100 万円の追加。目 6 地域密着型介護サービス給付費、負担金、介護サービス給付費で 200 万円の追加。項 4 高額介護サービス等費、目 1 高額介護サービス費、負担金、高額介護サービス費で 40 万円の追加で、いずれもサービス利用の増によるものであります。

9 ページ、10 ページをお開きください。款3 地域支援事業費、項1、目1 サービス事業費、負担金、介護サービス給付費でサービス料減に伴います 300 万円の減額。項2 一般介護予防事業費、目1 一般介護予防事業費は財源内訳のみの補正となります。

款4 基金積立金、目1 基金積立金、介護給付費準備基金で保険者機能交付金を地域支援事業一般介護予防事業の保険料への充当により 96 万 8,000 円を追加し、歳出で 336 万 8,000 円を追加するものです。

次に歳入についてご説明いたします。3 ページ、4 ページをお開きください。款2 国庫支出金、項1 国庫負担金、目1 介護給付費負担金、現年度分で介護給付費増に伴いまして 103 万円の追加、項2 国庫補助金、目1 調整交付金、現年度分で 27 万 1,000 円の追加。目2 地域支援事業交付金、現年度分で事業費減に伴い 60 万円の減額。目5 保険者機能強化推進交付金で、地域支援事業の自立支援、重度化防止事業の取り組み支援によります交付金創設により 96 万 8,000 円の追加。

款3 支払基金交付金、項1 支払基金交付金、目1 介護給付費交付金、現年度分で給付費増に伴い 145 万 8,000 円の追加。目2 地域支援事業交付金、現年度分で事業費減により 81 万円の減額。

款4 道支出金、項1、目1 介護給付費負担金、現年度分で介護給付費増に伴い 72 万 5,000 円の追加。項2 道補助金、目1 地域支援事業交付金、現年度分で事業費減により 37 万 6,000 円の減額。

款6 繰入金、項1 一般会計繰入金、目1 介護給付費繰入金、現年度分で介護給付費増により 67 万 5,000 円の追加。目2 地域支援事業繰入金、現年度分で事業費減により 37 万 4,000 円の減額。目5 低所得者保険料軽減負担金、現年度分で対象者見込み増により 18 万 8,000 円の増額。項2 基金繰入金、目1 基金繰入金、介護給付費準備基金繰入金で介護給付費地域支援事業の精査によりまして 21 万 3,000 円を追加し、歳入合計で 336 万 8,000 円を追加するものです。

それでは4 ページほど戻っていただきます。補正予算の条文となりますが第1 条、第2 項におきまして、ただいま説明いたしました内容を款、項ごとに次ページ以降、第1 表で整理をさせていただきました。

以上、ご説明申し上げましたのでご承認いただきますよう、よろしくお願ひいたし

ます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 14 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 15 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 21、議案第 15 号 平成 30 年度津別町下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（石川 篤君） ただいま上程となりました議案第 15 号 平成 30 年度津別町下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）につきまして内容の説明をいたします。

補正の理由といたしましては、事業完了また今後の支出見込みによる精査によるものでございます。

第 1 条につきましては、歳入歳出それぞれ 5,528 万 4,000 円を減額し、予算総額を 3 億 6,878 万 6,000 円とする補正をお願いするものであります。

歳出からご説明いたしますので 5 ページ、6 ページをお開きください。款 2 特環下水道費、項 2 下水道整備費、目 1 下水道整備費につきましては交付決定額が大幅に要望額より大幅に下回ったことにより 5,321 万 5,000 円の減額となります。内容といた

しましては、管渠等施設整備事業経費において委託料が 2,658 万 3,000 円の減、下水道管理センターの耐震業務につきましては、2 階建ての管理棟の部分だけの耐震業務を実施いたしました。あと工事請負費につきましては、2,663 万 2,000 円の減で、マンホールポンプ所改築更新工事請負費で 2,663 万 2,000 円の減でマンホールポンプ所改築工事につきましては 1,897 万 2,000 円の減となります。電気計装設備更新工事につきましては 766 万円の減となります。

款 3 個別排水費につきましては、項 2 個別排水整備費、目 1 個別排水整備費において 206 万 9,000 円を減額いたします。工事請負費につきましては委託料が精査により 15 万 9,000 円の減、工事請負費につきましては浄化槽設置工事につきまして 191 万円の減額となります。

3 ページの歳入にお戻り願います。款 1 分担金及負担金、目 2 個別排水受益者分担金につきまして 10 万円の減額でございます。

款 3 国庫支出金につきましては、社会資本整備総合交付金事業完了による交付金の精査で 2,630 万円の減額。

款 4 繰入金につきましては、事業完了分の精査で 1,638 万 4,000 円の減額。

款 7 町債は事業精査により特環下水道費が 1,300 万円の減額。個別排水事業債が 50 万円の追加となります。

最初の条文に戻っていただきまして、第 1 条、第 2 項、第 1 表につきましては補正内容を款、項区分に整理したものでございます。

第 2 条地方債補正につきましては、第 2 表のとおり地方債の限度額を変更するものでございます。

以上、内容の説明を申し上げましたので、ご承認いただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 討論なしと認めます。

議案第15号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鹿中順一君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第16号

○議長(鹿中順一君) 日程第22、議案第16号 平成30年度津別町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長(石川 篤君) ただいま上程となりました議案第16号 平成30年度津別町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)についてご説明申し上げます。

補正の理由といたしましては、事業完了による精査が主なものでございます。

第1条につきましては、補正予算の総則です。第2条以下について規定したものでございます。第2条は収益的収入及び支出の予定額を補正するもので、収入のほうで第1款水道事業収益に15万7,000円を追加し、1億9,298万1,000円とし、支出において第1款水道事業費用から22万円を追加し、1億6,321万2,000円とするものでございます。

第3条は資本的収入及び支出の予定額を補正するもので、予算第4条に定めた本文括弧書きをそれぞれ改め、収入の部として第1款資本的収入の予定額を840万円減額し、2億1,462万円とし、支出については第1款資本的支出の予定額を698万4,000円減額し、2億6,624万円5,000円とするものでございます。

3ページをお開きください。収益的収入及び支出の支出の部につきましては、第1款水道事業費用、項1営業費用、目6資産減耗費は22万円の追加でございます。これ

につきましては11月に火災がありました配水所横の倉庫に保管しておりました貯蔵品、量水器ボックス等がございますが、それが焼失したことにより資産減耗費22万円を追加してございます。

収入につきましては、第1款水道事業収益、項1営業収益、目3その他営業収益は、給水及び閉水に係る審査手数料の減で13万7,000円の追加となっております。項3営業外収益、目1受取利息及び配当金は預金利息の4,000円の追加、目4雑収益は不用品売却収益として配水所倉庫が焼失した時の鉄くずの売却代金として1万6,000円を追加してございます。

4ページをお開きください。資本的収入及び支出につきましては支出で款1資本的支出、項1建設改良費、目1配水施設設置費は工事請負費の事業完了精査により698万4,000円を減額するものでございます。

収入につきましては、款1資本的収入、項1企業債、目1企業債において水道事業債が精査により840万円の減額となります。

最初の条文に戻っていただき、第4条は企業債の限度額を第1表のとおり変更するものでございます。

1ページをお開き願います。2ページまでが予算補正実施計画となりますが、補正内容を款、項区分に整理したものでございます。

5ページをお開き願います。キャッシュ・フロー計算書ですが今回の補正により一番下の段、資金期末残高が3億4,408万7,000円となります。

6ページ、8ページにつきましては予定貸借対照表であります。6ページの下から6行目、現金預金は3億4,408万7,000円となり、8ページの当年度純利益が2,976万9,000円と見込むものでございます。

以上、内容の説明を申し上げましたので、原案にご承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 討論なしと認めます。

議案第16号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鹿中順一君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎延会の議決

○議長(鹿中順一君) お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定いたしました。

◎延会の宣告

○議長(鹿中順一君) 本日はこれで延会します。

明日は午前10時から再開します。

ご苦労さまでした。

(午後 2時30分)

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

津別町議会議長

署名議員

署名議員